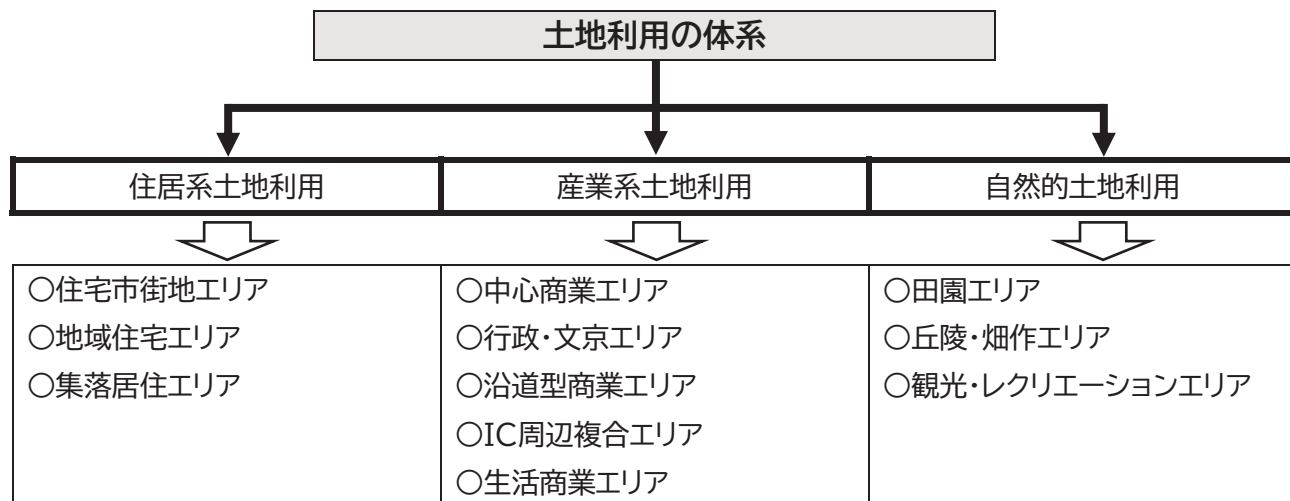


第4章 分野別構想

4－1 土地利用の方針



4－1－1 住居系土地利用の方針 【P. 91 土地利用方針図に記載】

(1) 住宅市街地エリア

〔対象範囲〕

◇JR 木造駅北側、中心商業地の後背に広がる既成市街地を対象とします。

〔位置づけ〕

- 戸建て住宅や集合住宅等が立地する専用住宅の市街地として、閑静な居住環境を維持していくことを基本とします。
- 都市機能が集積する中心商業地と連続した、歩いて暮らせる利便性の高い生活環境の向上を図ります。

〔整備保全等の方針〕

- 道路、公園等の生活基盤が整った市街地においては、既存の良好な生活環境の保全を図るとともに、住宅地としてのさらなる質の向上を図るため、土地利用の規制・誘導による街並み景観づくりに取り組んでいきます。
- 身近な生活道路や公園が不足している市街地においては、生活道路の幅員・ネットワークの確保や憩いの場となる公園の整備等を進め、生活環境の改善に努めます。
- 既成市街地内の空き地・空き家等の計画的な宅地利用を誘導し、新たな市街地の拡大を原則として抑制していきます。
- 市街地内の低未利用地等を活用し、高齢社会に向けたケア付き住宅や多世代交流型住宅等の福祉型住宅地の供給、防災・防犯や子育て世代にも優しい誰もが安全で安心して暮らせる住宅地等、需要に応じた多様な住宅市街地づくりの展開を図ります。

(2) 地域住宅エリア

〔対象範囲〕

◇柏地域、森田地域、車力地域、稲垣地域の各地域の中心地に位置する居住地を対象とします。

〔位置づけ〕

○地域特性を活かした住宅地の形成を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

■住環境の向上を図るため、生活道路や排水施設等の生活基盤の整備改善を適正に進め、高齢者や子育て世代にも安全で安心して生活できるよう、誰もが利用しやすい施設づくりを進め、歩いて暮らせる地域の中心地づくりを図ります。

(3) 集落居住エリア

〔対象範囲〕

◇本市の東側の田園地帯や西側の沿岸部丘陵地帯に点在している農漁村の集落地を対象とします。

〔位置づけ〕

○自然環境と共生する田園集落・農村集落の住環境及びコミュニティの維持・保全を位置づけます。

○田園集落・農村集落を農業生産基盤と位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

■田園地帯に隣接する集落地は、自然環境が感じられる居住環境を維持します。

■既存の集落地を維持するため、生活道路や排水施設等の生活基盤の整備改善を適正に図り、定住環境の確保に努めます。

■これまで育まれてきた集落の生活・文化、集落コミュニティや農村・田園等の景観を維持していくことに努めます。

4－1－2 産業系土地利用の方針 【P.91 土地利用方針図に記載】

（１）中心商業エリア

〔対象範囲〕

◇JR 木造駅の北側に形成されている中心商業地を対象とします。

〔位置づけ〕

○市民の生活や産業・買い物等の都市活動の中心となる、魅力ある商業地の形成を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

- 施設や道路のユニバーサルデザイン化の促進や歩道の拡幅等の改善を図り、安心して誰もが利用できる中心商業地づくりに努めます。
- 駅前広場や道路空間をにぎわいのために利活用するとともに、木造駅周辺へのアクセスの向上を図ります。
- 空き店舗や空地等を高齢者の活動・憩いの場、チャレンジショップ、イベント等に活用し、賑わいのある中心商業地の形成に取り組みます。
- 市の中心商業地にふさわしい街並みの景観づくりを適正に誘導し、魅力と賑わいのある中心商業地の演出を図ります。

（２）行政・文教エリア

〔対象範囲〕

◇つがる市役所等の行政施設や中学校・高校等の文教施設の周辺を対象とします。

〔位置づけ〕

○本市の行政サービスや教育活動の中心となる行政・文教地の形成を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

- 現在の行政・文教施設の機能を持続させるため、既存の集積環境の維持を図ります。
- 利便性の高い行政サービスを図るため、既存施設の周辺の空地を活用し、必要に応じて新たな施設の集積を検討します。

(3) 沿道型商業エリア

〔対象範囲〕

◇柏地域の国道 101 号、津軽自動車道及び（一）妙堂崎五所川原線の沿道地域を対象とします。

〔位置づけ〕

○良好な交通条件を活かし、広域圏からの利用に対応する幹線道路沿道型の商業地の形成を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

- 中心商業地等とのバランスに配慮した土地利用、店舗の立地を計画的に規制・誘導します。
- 沿道型商業エリア外の無秩序な商業地の拡大を抑制します。
- 日常生活のサービスや公共交通、広域的な交流を促進する施設の集積を図ります。

(4) IC 周辺複合エリア

〔対象範囲〕

◇柏地域のつがる柏 IC 周辺を対象とします。

〔位置づけ〕

○つがる市の玄関口となるつがる柏 IC 周辺の高い利便性を活かした新たな商・工業地の形成を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

- 整備済み区間の五所川原西バイパスと鯨ヶ沢道路を連絡する柏浮田道路を活かし、雇用対策を支援する商・工業地の整備を検討します。
- 受け皿となる商・工業地を整備し、商・工業系企業の誘致を図ります。

(5) 生活商業エリア

〔対象範囲〕

◇柏地域、森田地域、車力地域、稲垣地域の各地域の公的な生活利便施設等が立地する地域の中心地を対象とします。

〔位置づけ〕

○既存の商業施設や生活サービス施設が立地する生活中心機能の維持を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

- 地域の生活に密着した、個性のある商業の空間形成を目指します。
- 高齢者をはじめとした誰もが安全で安心して買い物等ができる、利用しやすい施設づくりを図ります。

4－1－3 自然的土地利用の方針 【P.91 土地利用方針図に記載】

(1) 田園エリア

〔対象範囲〕

◇市の東側に形成される広大な田園地帯を対象とします。

〔位置づけ〕

○田園、自然環境の維持・保全を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

■本市の豊かな田園、自然環境を維持・保全していくことを基本とします。

■生産性の高い農業の実現に向けて、農業生産基盤の整備等に努めます。

(2) 丘陵・畑作エリア

〔対象範囲〕

◇市の西側及び南側に形成される沿岸部丘陵地帯、岩木川上流部の河川敷地帯を対象とします。

〔位置づけ〕

○農地、森林等の豊かな自然環境の維持・保全を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

■つがるブランドを育む畑作等の豊かな自然環境の維持に努めます。

■農産物等を活かした地域交流、地産地消・食農食育の場としての空間を形成していくことを目指します。

■生産性の高い農業の実現に向けて、農業生産基盤の整備等に努めます。

(3) 観光・レクリエーションエリア

〔対象範囲〕

◇つがる地球村、マグアビーチ、亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚、ベンセ湿原等の一帯を対象とします。

〔位置づけ〕

○自然とふれあう場として整備すべき区域、生態系や環境の保全、災害防止、地表水の浸透性等の多面的な機能を保持する区域等の区分を検討して、保全整備を図ります。

〔整備保全等の方針〕

■周辺の自然環境等の地域資源を活用し、自然と文化、人々がふれあう観光・レクリエーション空間の形成を図ります。

■観光・レクリエーション空間を形成する施設、環境の整備に際しては、自然環境に対する負荷の抑制に努めます。

■レクリエーション機能を有する公園については、施設の充実を図ります。

凡例

【住居系土地利用】

- 住宅市街地エリア
- 地域住宅エリア
- 集落居住エリア

【産業系土地利用】

- 中心商業エリア
- 行政・文教エリア
- 沿道型商業エリア
- IC周辺複合エリア
- 生活商業エリア

【自然的土地利用】

- 田園エリア
- 丘陵・畑作エリア
- 観光・レクリエーションエリア

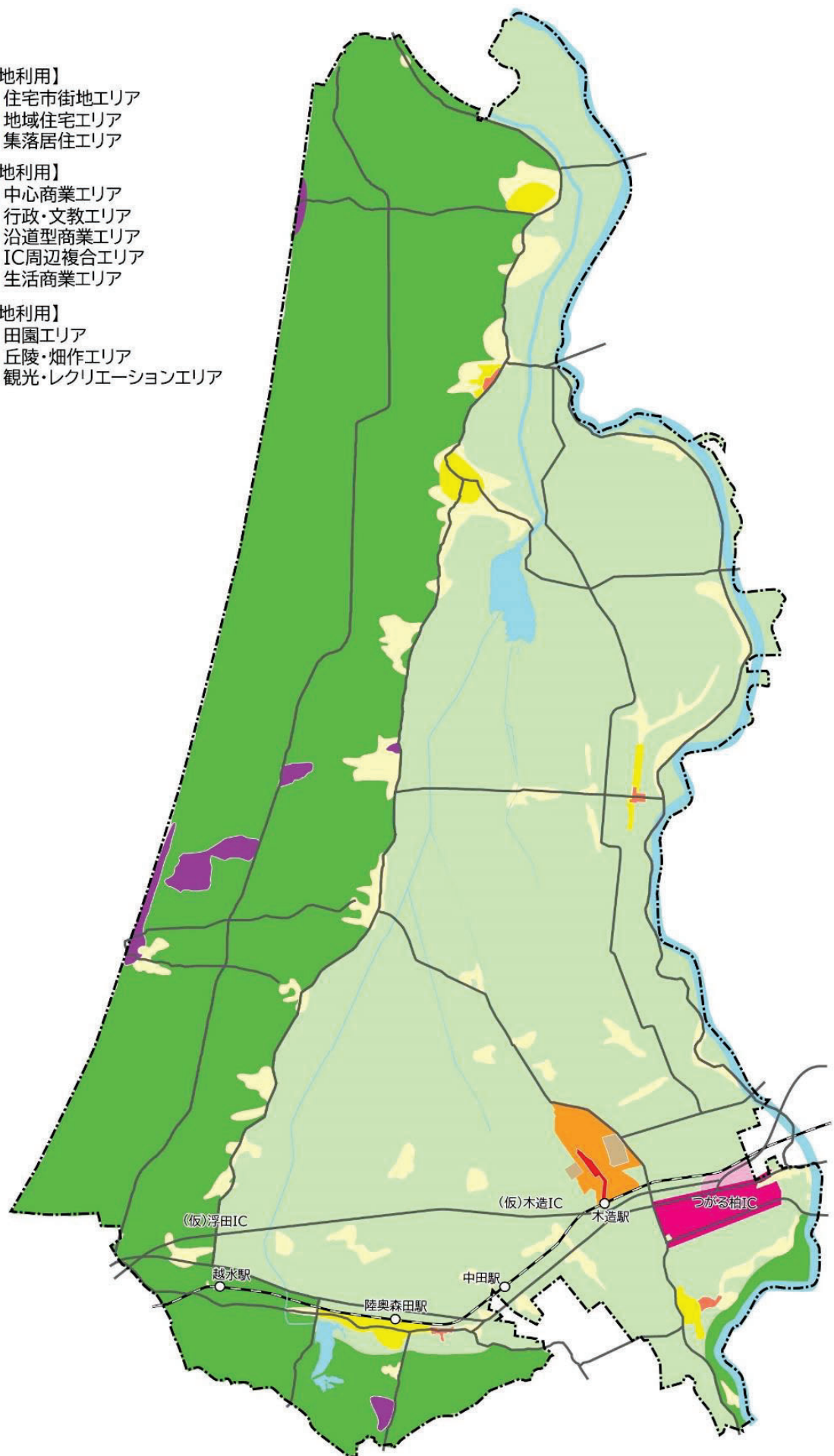
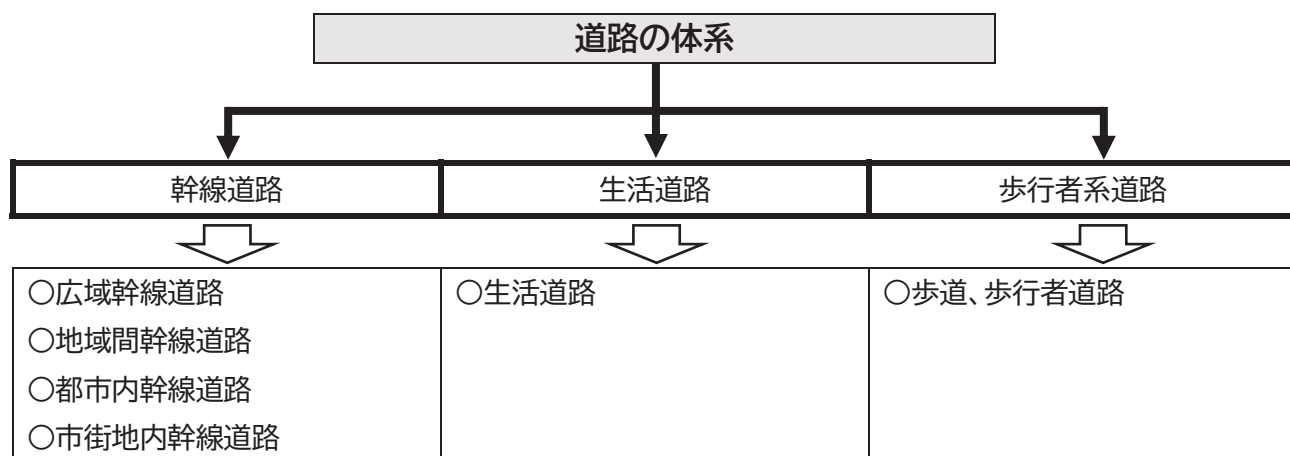


図 土地利用方針図

4-2 都市施設の方針

4-2-1 交通施設の方針 【P. 96 交通施設方針図に記載】

(1) 道路



①広域幹線道路

〔対象範囲〕

- ◇高規格幹線道路：津軽自動車道
- ◇一般国道：国道 101 号

〔機能役割〕

- 隣接する五所川原市および青森市、弘前市等の県内主要都市や東北縦貫自動車道に直結し盛岡、仙台、さらには首都圏等の広域都市圏・都市間を結ぶ広域的な交通を担う高規格幹線道路・幹線道路を位置づけます。
- さらに国道 101 号は本市の骨格を形成する役割を併せ持つ、市内の主要な交通流動と広域的な交通流動を円滑に処理する機能を有する道路として位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

- 高規格幹線道路、(仮)木造 IC、(仮)浮田 IC および国道 101 号と接続するつがる柏 IC の整備を関係機関との調整を図り、早期整備を目指します。
- 国道 101 号は、円滑な交通流動を確保するために必要な道路改良、除雪対策等を施し、既存の道路機能を維持します。

②地域間幹線道路

〔対象範囲〕

◇南北方向：（主）五所川原車力線、（主）鰯ヶ沢蟹田線、（主）弘前柏線、（主）長平町森田線、（一）菰槌木造線、（一）十腰内陸奥森田停車場線、市道木造屏風山線、市道富范 23 号線

〔機能役割〕

○本市の市街地及び広域幹線道路（国道 101 号）と主要な地域・集落地を結ぶ地域間のネットワークを形成する役割を担う、市内の生活・産業経済等の各種都市活動の交通流動を支える機能を有する幹線道路を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

■既存の幹線道路を活用していくことを基本とします。

■円滑な交通流動を確保するために必要な道路改良、除雪対策等を施し、既存の道路機能を維持します。

③都市内幹線道路

〔対象範囲〕

◇東西方向：（主）屏風山内真部線、（主）五所川原車力線、（一）富范薄市線、（一）豊川館岡線、（一）出来島丸山線、（一）妙堂崎五所川原線、（一）山田鰯ヶ沢線

◇南北方向：（一）下派立沼崎線、市道牛潟 54 号線、市道川除沼崎線

〔機能役割〕

○地域間幹線道路を補完し、市内の地域及び主要集落間、観光レクリエーション施設等を連絡する役割を担う、都市内の生活・交流・観光レクリエーション等の交通流動を支える機能を有する幹線道路を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

■車力地域と隣接する中泊町を結ぶ（主）五所川原車力線については、引き続き交通流動機能を維持していきます。

■海岸沿いと市道木造屏風山線、市道富范 23 号線や（主）鰯ヶ沢蟹田線を結ぶ、市内の観光ネットワークの一翼を担う既存道路については、海岸沿いの自然・観光資源へのアクセス性の向上を図る道路としての機能を維持します。

■その他の路線については、既存の幹線道路を活用していくことを基本とし、危険箇所や幅員狭小区間等の必要な道路改良、除雪対策等を施し、既存の道路機能を維持します。

④市街地内幹線道路

〔対象範囲〕

- ◇（一）菰槌木造線、（一）木造停車場線、（都）3・4・1 広須朝日線、（都）3・4・2 木造駅通り線、（都）3・4・3 若宮赤根線、（都）3・4・4 日向朝日線、（都）3・4・5 藤田若宮線、（都）3・5・1 曙桜川線、（都）3・5・2 若緑朝日線 他

〔機能役割〕

- 中心市街地内のネットワークを形成する道路を位置づけます。
- 市街地内における日常の生活・産業経済・交流等の各種活動を支える道路であり、車両と人の円滑な交通流動と安全な移動空間の機能を担います。

〔整備保全等の方針〕

- 一般県道は、既存の幹線道路を活用していくことを基本とし、安全な歩行空間を確保するために必要な道路改良、除雪対策等を施し、既存の道路機能を維持します。
- 都市計画道路は、都市計画決定の内容に即した道路機能の維持及び整備を進めることを基本とします。ただし、計画が決定されてから長期間に渡って整備が未着手な都市計画道路は、計画の見直し等を検討していきます。

⑤生活道路

〔対象範囲〕

- ◇一般の市道、住宅地等の地先道路

〔機能役割〕

- 沿道の生活者等のサービス道路として位置づけ、主に日常生活の交通の円滑な処理、災害時の避難路となる最も身近な公共空間としての機能を担います。

〔整備保全等の方針〕

- 円滑な生活の交通処理機能の向上、消防活動の困難区域の解消等、生活環境の向上を図るため、狭あい道路の拡幅、すみ切りの確保、行き止まり道路の解消、冬期の交通を確保するための流・融雪溝の充実等を進めます。
- 通学や高齢者等にも安全で安心な道路空間を確保するため、狭あい道路の拡幅、自動車の速度を抑制する工夫や街路灯の適正な配置等を進めます。

⑥歩道、歩行者道路

〔対象範囲〕

◇幹線道路の歩道、市街地内の遊歩道等

〔機能役割〕

○歩行者・自転車交通の安全性の確保と快適性を市街地に提供する役割を担うとともに、災害時には避難路及び延焼を防止する緩衝帯となる空間としての役割を担う歩行者・自転車の専用道を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

- 幹線道路の歩道は、道路整備や改良に伴って歩道の確保または拡充を図ります。また、冬期間の通行を確保するため、流・融雪溝の充実、防雪柵やロードヒーティングの整備等の工夫を凝らした対応を進めます。
- 市街地内の商業地や公園、学校・病院等公益的施設周辺のアクセス道路には遊歩道（歩行者専用道）の設置に努めます。
- 幹線道路の歩道や市街地内の遊歩道による歩行者・自転車道ネットワークの形成に努め、“歩いて暮らせるコンパクトな市街地”づくりを進めます。

(2) 公共交通

①鉄道

〔対象範囲〕

◇JR 五能線

〔機能役割〕

○通勤通学、買い物等の生活や広域的な交流を促進する公共交通の基幹となる軸としての機能を位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

- JR 木造駅は、鉄道とバス、タクシー等の交通結節機能の強化を図るため、必要に応じて駅前広場や関連する各種交通施設の整備・改善を図ります。
- 各駅において、高齢者をはじめとする誰もが快適に鉄道を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備・改善を関係機関と調整し進めます。
- 鉄道の利便性の向上と鉄道利用の促進を図るため、鉄道利用者用の駐車場・駐輪場の確保に努めます。

②バス

〔対象範囲〕

◇民間路線バス、市民バス

〔機能役割〕

○市民の身近な移動手段である民間路線バス、市民バスの運行維持に努めます。

〔整備保全等の方針〕

- 運行路線の見直し等によるバスネットワークの強化と利用者の利便性の向上を進めます。
- 福祉サービス事業や学校教育等との連携を図り、高齢者、障害者、児童生徒等移動制約者の移動手段の確保を考慮した、市民の身近な公共交通を目指します。

4－2－2 公園・緑地の方針

①都市公園

〔対象範囲〕

◇街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園

〔機能役割〕

○市民のニーズにあった公園の改善整備を図ります。

〔整備保全等の方針〕

■既設公園は適正な維持管理するとともに、新たなニーズに対応できるように整備を図ります。

②広域的な観光・交流の公園・広場

〔対象範囲〕

◇つがる地球村公園、亀ヶ岡・平滝沼公園、史跡公園（亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚）

〔機能役割〕

○体系的かつバランスのとれた公園・緑地の整備を図ります。

〔整備保全等の方針〕

■豊富な文化財等の保護と、観光施設を兼ね備えた公園整備を検討します。

■つがる地球村公園は、新たなニーズに対応できるように施設の充実を図ります。

③農村公園

〔対象範囲〕

◇集落地等に位置する公園・児童遊園

〔機能役割〕

○主要な集落においては、各集落の集い、交流・レクリエーションの中心となる公園・広場を配置します。

〔整備保全等の方針〕

■高齢者の増加が顕著なことから、地域のニーズに対応できるように改修を検討します。

■地区の歴史文化を活かした公園の整備を検討します。

4－2－3 河川・下水道の方針

①河川・水路

〔対象範囲〕

◇岩木川、山田川水系

〔整備保全等の方針〕

- 公共下水道等の早期全面供用・全面加入を図り、農業用水路の水質汚濁防止に努めます。
- 旧古田川の雨水幹線整備にあわせた親水空間の整備を継続し、河川環境整備を促進します。
- 新古田川の用水路としての機能の維持管理が継続されるよう関係機関と連携します。
- 河川の水質浄化を図る等、自然的環境の再生を検討します。

②下水道

〔対象範囲〕

◇公共下水道、農業集落排水、浄化槽

〔整備保全等の方針〕

- 污水处理について「公共下水道事業」「農業集落排水事業」は令和7年度で完了予定のため加入促進に努めます。「浄化槽設置事業」は今後も継続し、生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質の維持による優れた自然環境の保全に努めます。

4－2－4 公益的施設の方針

①教育施設

〔対象範囲〕

◇既存の小学校、中学校及び廃校施設

〔整備保全等の方針〕

- 統廃合により使用されなくなった学校については、有効活用を検討します。
- 通学の安全性を確保するため、通学路への歩道の設置等を進めます。

②文化施設

〔対象範囲〕

◇縄文住居展示資料館（カルコ）等の文化活動、コミュニティ形成を図る施設

〔整備保全等の方針〕

- 亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚に隣接したガイダンス施設の建設、縄文住居展示資料館（カルコ）の展示内容の充実、企画展示等本市の誇るべき文化のPRを推進していきます。
- 地域の伝統文化や歴史に関する地域資源を有効活用するため、（仮称）縄文ミュージアムの建設整備を検討します。
- 公民館・コミュニティセンター等の地域住民のふれあいの場となる施設を維持します。

③医療施設

〔対象範囲〕

◇つがる市民診療所等の医療施設

〔整備保全等の方針〕

- 病院等の医療施設と福祉施設との機能連携の強化を図り、医療福祉の拠点・ネットワークの形成を図ります。

④福祉施設

〔対象範囲〕

◇各地域の老人福祉施設、社会福祉施設等

〔整備保全等の方針〕

- 介護保険事業を支えるサービス施設として市民の介護のニーズに迅速に対応できるよう福祉と医療のサービスを総合的に一体的に提供していきます。
- 高齢者、子育て世代等への行政サービス機能を維持することを基本とします。

⑤観光交流施設

〔対象範囲〕

◇木造駅、道の駅もりた（アーストップ）、つがる市農産物直売所、柏ふるさと交流センター、つがる地球村、柏ロマン荘、稲穂いこいの里、むらおこし拠点館（フラット）、史跡（亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚）公開活用ゾーン

〔整備保全等の方針〕

- 自動車利用者の利便に供する場、鉄道利用客の玄関としての場、観光客の滞在の場、地域・広域の交流の場として活用を図ります。
- 地域特性を活かしたイベント開催や観光 PR の場として地域の活性化を支援します。

⑥処理施設

〔対象範囲〕

◇ごみ処分場

〔整備保全等の方針〕

- ごみ処理基本計画に基づく実施計画により、社会情勢に合わせた減量化を推進します。
- 一般廃棄物の現処理施設の維持に努めます。

4－3 都市環境形成の方針

4－3－1 自然環境の保全・活用の方針

(1) 自然環境の保全

〔対象〕

◇東側の田園地帯、西側及び南側の沿岸部丘陵地帯、岩木川上流部の河川敷地帯、河川、池沼群

〔基本方針〕

◇市の重要な財産である自然環境の保全を基本とします。

〔整備保全等の方針〕

- 西側の沿岸部丘陵地帯の林、緑地、丘陵地の保全と適正な維持管理に努めます。
- 山田川水系、岩木川等の主要な河川は、河川の水質浄化と河川緑地の保全を図ります。
- ベンセ沼等の池沼群は、自然環境の保全に努め、周辺土地利用の規制・誘導を図ります。

(2) 農地の保全・活用

〔対象〕

◇水田、畑

〔基本方針〕

◇農業生産の基盤として位置づけます。

〔整備保全等の方針〕

- 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、適正な保全を図ります。

4－3－2 景観形成の方針

(1) 自然景観の形成

〔対象〕

◇東側の田園地帯、西側及び南側の沿岸部丘陵地帯、岩木川上流部の河川敷地帯、河川、農村集落地

〔基本方針〕

◇東側の田園地帯、西側の沿岸部丘陵地帯の農地は、自然環境を活かした景観資源として位置づけ、適切に維持管理することを基本とします。

〔整備保全等の方針〕

■東側の田園地帯に広がる水田及び農村集落は、本市を象徴する広大でゆとりのある「日本のふるさと」の田園風景として、景観眺望の保全を図ります。

■地域の特性を踏まえ、農村景観を活用した観光を推進します。

■畑地・果樹地の景観（りんご、メロン等）を活用し、新たな景観の創造を検討します。

(2) 市街地景観の形成

〔対象〕

◇住宅市街地、中心商業地

〔基本方針〕

◇建築物等の形態や色彩等の統一化を図り、良好な市街地のまちなみを形成し、住環境の維持、向上に努めます。

〔整備保全等の方針〕

■県の景観条例に基づき、市全体で統一感のある景観形成を図ります。

■中心商業地の活性化のため、電線類の地中化等を検討し、まちなみ景観の改善に努めます。

(3) 道路景観の形成

〔対象〕

◇主要な幹線道路

〔基本方針〕

◇幹線道路の街路景観の連続性を確保します。

〔整備保全等の方針〕

■点在する観光施設の案内板のサインは、観光客にも分かりやすいデザインにするとともに、デザインの統一化、特色のあるデザインにする等、本市のPRにも活用していきます。

4－4 その他の方針

4－4－1 福祉のまちづくりの方針

〔対象〕

◇市全体

〔基本方針〕

◇高齢者、子育て世代等の誰にでも安心して快適に生活できるまちの形成に努めます。

〔整備保全等の方針〕

■道路等の交通施設や公共公益施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

■バス交通の充実、鉄道と他の交通機関との交通結節機能の充実を図る等、スムーズに移動できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。

■市街地には、高齢社会に向けたケア付き住宅や多世代交流型住宅等の福祉型住宅の整備を検討していきます。

■各地域の中心地には、高齢者と子育て支援施設等の福祉施設を配置し、地域での福祉の充実を図ります。

4－4－2 都市防災まちづくりの方針

（１）都市の防災拠点

〔対象〕

◇市役所、市役所出先機関、消防署、診療所等の施設を中心とする地区

〔基本方針〕

◇災害に対して安全・安心な都市空間を形成するため、防災ネットワークの形成を図ります。

◇防災ネットワークは、情報発信、災害復旧、避難等の各種防災機能を備えた防災拠点と防災拠点につながる避難路等の防災軸から形成されます。

〔整備保全等の方針〕

■市役所、市総合体育館、市防災備蓄倉庫、防災ヘリポート、消防署、警察署、診療所等を本市の一体的な防災拠点施設として位置付け、情報発信、災害復旧などの機能を維持し、災害備蓄の整備に努めます。

(2) 防災ネットワーク軸

〔対象〕

◇幅員の広い主要幹線道路、主要な河川等

〔基本方針〕

◇「都市の防災拠点」と同様

〔整備保全等の方針〕

■幅員の広い主要幹線道路、主要な河川等を市の防災軸として位置づけ、災害時の延焼を防止する機能や防災拠点間を結ぶ緊急道路としてのネットワーク機能を検討します。

■狭あい道路の拡幅や、避難場所までの避難経路の安全性の確保等を検討します。